

2021 年 6 月 14 日

Ｃ統合準備株式会社との吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書類)

山口県宇部市大字小串 1978-96

宇部興産株式会社

代表取締役社長 泉原 雅人



宇部興産株式会社（以下「宇部興産」といいます。）は、Ｃ統合準備株式会社（以下「Ｃ統合準備」といいます。）との間で締結した 2021 年 5 月 14 日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、宇部興産を吸収分割会社、Ｃ統合準備を吸収分割承継会社として、宇部興産の建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力(IPP)事業（以下「宇部興産対象事業」といいます。）をＣ統合準備に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行います。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

(1) 本吸収分割に際して交付するＣ統合準備の株式の数の相当性に関する事項

Ｃ統合準備は、本吸収分割に際して普通株式 450 株を新たに発行し、その全部を宇部興産に割当てます。

本吸収分割は、宇部興産と三菱マテリアル株式会社（以下「三菱マテリアル」といいます。）によるセメント事業及びその関連事業等の統合（以下「本統合」といいます。）の一環として実施するものであり、三菱マテリアルは、本吸収分割と同時に、三菱マテリアルを吸収分割会社、Ｃ統合準備を吸収分割承継会社として、三菱マテリアルのセメント事業カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、石炭事業、建材・鉱産品事業及び土木・建築事業、並びに北海道、福岡県、佐賀県及び長崎県に所在する旧炭鉱跡地に関する資産（以下「三菱マテリアル対象事業」といい、宇部興産対象事業とあわ

せて「本対象事業」といいます。)をC統合準備に承継させる吸収分割(以下「三菱マテリアル吸収分割」といい、本吸収分割及び三菱マテリアル吸収分割を併せて以下「本共同吸収分割」といいます。)を実施いたします。C統合準備は、三菱マテリアル吸収分割に際しても、宇部興産への割当てと同数の普通株式 450 株を新たに発行し、その全部を三菱マテリアルに割当てます。この結果、C統合準備は、本共同吸収分割に際して普通株式 900 株を新たに発行することになり、本共同吸収分割に際して、宇部興産に割当て交付されるC統合準備の普通株式を1とした場合に、三菱マテリアルに対して割当て交付されるC統合準備の普通株式の比率は1となり(以下「本合意株式割当比率」といいます。)、C統合準備における宇部興産及び三菱マテリアルの持株比率は両社 50%のまま変更はありません。

宇部興産及び三菱マテリアルは、各々の対象事業についての各々の事業計画の確認及び精査を踏まえ、本共同吸収分割に際して、宇部興産及び三菱マテリアルに対して割当て交付されるC統合準備の普通株式の比率の決定にあたり、宇部興産はゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」といいます。)を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本共同吸収分割における宇部興産対象事業及びC統合準備の株式価値に関する財務分析を依頼し、三菱マテリアルはメリルリンチ日本証券株式会社(現 BofA 証券株式会社。以下「BofA」といいます。)を両社から独立した財務アドバイザーとして選定し本合意株式割当比率に関する財務分析を依頼いたしました。

宇部興産及び三菱マテリアルは、上記各事業計画の確認及び精査、それぞれの財務アドバイザーによる財務分析内容、本統合の戦略的意義及び期待される統合効果、両社の財務の状況、事業若しくは資産の状況、将来の見通し等の要因等を総合的に勘案し、両社で株式割当比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、宇部興産及び三菱マテリアルは、C統合準備の新株の割当に関して、上記のとおり合意いたしました。なお、本決定にあたり、宇部興産及び三菱マテリアルは、各々の財務アドバイザーから 2020 年 9 月 29 日付の算定書を受領しております。なお、宇部興産は、2021 年 5 月 31 日までの間、本共同吸収分割における本合意株式割当比率の前提となった諸条件に重大な変更がない旨を確認しております。

(補足事項1)

ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービス及び宇部興産がゴールドマン・サックスから 2020 年 9 月 29 日付で受領した算定書(以下「GS 算定書」といいます。)は、宇部興産の取締役会が本統合を検討するにあたっての情報提供及びかかる検討の補

佐のみを目的として提供されたものです。GS 算定書は、宇部興産株式の保有者が本統合に賛成すべきか否か又はその他のいかなる事項についても何らの推奨を行うものではありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産及び三菱マテリアルの間の 2020 年 9 月 29 日付統合契約書（以下「本統合契約書」といいます。）又は本統合に関するその他のいかなる条件又は側面、あるいは本統合契約書において企図され又は本統合に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面（本統合契約書に基づき宇部興産対象事業の抛出と関連して宇部興産に割り当てられる C 統合準備の全経済的持分の 50% に相当する C 統合準備普通株式（以下「宇部興産本統合受取対価」といいます。）の割当比率、宇部興産又は C 統合準備において継続する義務、宇部興産のその他の種類の証券の保有者、宇部興産の債権者又はその他の関係者にとっての本統合の公正性、及びこれらの者が本統合に関連して受け取った対価の公正性を含みます。）についても、意見又は考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書に基づき宇部興産対象事業の抛出と関連して宇部興産が受け取る宇部興産本統合受取対価に関連するか否かを問わず、宇部興産、C 統合準備又は宇部興産対象事業の役員、取締役、従業員等に対して本統合に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。GS 算定書は、必然的に、2020 年 9 月 28 日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。また、そのような更新、改訂又は再確認はこれまで行われておりません。したがって、GS 算定書は 2020 年 9 月 28 日時点までの事情及び市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。特に明記されている場合を除き、GS 算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020 年 9 月 25 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

（注）ゴールドマン・サックスが、GS 算定書を作成するにあたっての前提条件、手続、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関係会社（以下「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。）は、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資

若しくはその他の経済的持分を有するファンドその他の事業体が、宇部興産、三菱マテリアル及びC統合準備を含むそのいずれかの関係会社並びに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、又は本統合に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本統合に関し宇部興産の財務アドバイザーを務め、本統合の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本統合に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（報酬の大半は本統合の実行を条件としております。）、宇部興産は、ゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及び財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、将来、宇部興産、三菱マテリアル、C統合準備及びそれらの関係会社に対して、財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GS算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、本統合契約書、宇部興産の2020年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、宇部興産の四半期報告書、その他の宇部興産による株主に対する一定のコミュニケーション、宇部興産に関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020年3月31日に終了する3事業年度の宇部興産対象事業の未監査の財務諸表、宇部興産の経営陣によって予測・作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た本統合によって生じる営業活動によるシナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）を含む、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た宇部興産対象事業及びC統合準備に対する内部の財務分析、財務予測（以下「本財務予測」といいます。）等、三菱マテリアルの2020年3月31日に終了する5事業年度の有価証券報告書、三菱マテリアルの四半期報告書、その他の三菱マテリアルによる株主に対する一定のコミュニケーション、三菱マテリアルに関する一般に公開されている一定のアナリスト・リサーチ・レポート、2020年3月31日に終了する3事業年度の三菱マテリアル対象事業の未監査の財務諸表、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た宇部興産のセメント及び関連事業に関してC統合準備が引き継ぐ宇部興産の直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（宇部興産調整額）、宇部興産の経営陣により作成され、ゴールドマン・サックスの使用につき宇部興産の了承を得た三菱マテリアルのセメント及び関連事業に関してC統合準備が引き継ぐ三菱マテリアルの直接的又は間接的な資産及び債務の推定調整金額（三菱マテリアル調整額）（宇部興産調整額及び三菱マテリアル調整額を総称して「宇部興産推定調整額」といいます。）について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、本統合の戦略的意義及び享受することが期待されている利益についての宇部興産の評価、過去及び現在の事業・財務状況及び将来の見通しについて、宇部興産の経営陣と協議をしました。さらに、ゴールドマン・サックスは、C統合準備及び宇部興産対象事業の財務情報を他の一定の公開会社の類似の財務及び株

式市場における情報と比較し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、その他の要因を考慮しました。

財務分析の実施及びGS算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他に関する情報全ての正確性及び完全性について、宇部興産の同意に基づき、これに依拠し、またこれを前提としており、何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測及び宇部興産推定調整額が、宇部興産の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、宇部興産、宇部興産の子会社、宇部興産対象事業、三菱マテリアル対象事業又はC統合準備の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本統合を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が宇部興産、三菱マテリアル、宇部興産対象事業、三菱マテリアル対象事業、C統合準備又は本統合から予期される利益に対して（ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす）重大な悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としています。また、ゴールドマン・サックスは、本統合は、本統合契約書に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼす取引条件の放棄又は修正がないことを前提としています。

GS算定書は、本統合を行うに際しての宇部興産の経営上の意思決定や宇部興産がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本統合の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは、宇部興産及び三菱マテリアルの普通株式のいかなる将来の時点での取引価格についても、債券、金融及び株式市場における変動が宇部興産、C統合準備、宇部興産対象事業、三菱マテリアル、三菱マテリアル対象事業又は本統合にもたらす潜在的な影響についても、本統合が宇部興産、C統合準備、宇部興産対象事業、三菱マテリアル又は三菱マテリアル対象事業の支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても一切意見を述べるものではありません。GS算定書は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況、並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。GS算定書の一部を抽出し又は要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GS算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスはいずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重

点的に依拠をするものではありません。

(補足事項 2)

三菱マテリアルが BofA から受領した 2020 年 9 月 29 日付の算定書（以下「BofA 算定書」といいます。）は、三菱マテリアルの指示のもと、三菱マテリアルの取締役会が本共同吸収分割について検討することに関連し、作成されたものです。BofA 算定書は、三菱マテリアルの指示のもと、公開されている情報又は三菱マテリアル若しくは宇部興産より BofA に対して提供された情報に基づき作成されたものです。

BofA 算定書は、かかる財務その他の情報及びデータについての BofA による独自の検証は行われておらず、それらが正確かつ完全であることが前提とされ、かつその正確性及び完全性に依拠して作成されたものであり、また当該情報又はデータがいかなる重要な点においても不正確となる又は誤解を招くおそれのあるものとなるような事実又は状況を認識していないという三菱マテリアル及び宇部興産の経営陣の表明に依拠して作成されています。

BofA 算定書は、その作成にあたって三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣が作成し提供した三菱マテリアル対象事業に関する財務予測、宇部興産及び宇部興産対象事業の経営陣が作成し提供した宇部興産対象事業に関する財務予測並びに三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣により修正が加えられた改訂版宇部興産予測について、それが三菱マテリアル対象事業の将来の業績及びその他の事項に関する三菱マテリアル及び三菱マテリアル対象事業の経営陣による BofA 算定書作成時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映し、合理的に作成されたものである旨並びに三菱マテリアル対象事業及びその他の事項について評価するにあたっての合理的な基礎となることを前提としております。BofA 算定書は、本対象事業の属する市場における地政学的な条件及びマクロ経済の条件その他の諸条件の本対象事業に対する潜在的な影響、本対象事業の属する業界における市場動向及び競争環境その他の動向及び見通し、当該業界に関連若しくは影響する政治上、規制上及び法制度上の事項、並びに本対象事業に関する既存及び将来の契約及び取り決め、及び、本対象事業の重要な従業員、サプライヤー及びその他の事業上の関係を誘引し、維持しかつ／又は代替する能力に関して、三菱マテリアルの指示に従い、三菱マテリアルの経営陣の評価に依拠しております。BofA 算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、かかる事項に関して、いかなる点においても BofA 算定書に対して何らかの有意性をもつような変動がないことを前提として作成されています。

BofA 算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、本共同吸収分割が重要な条件又は合意

事項を放棄、修正又は改訂することなくその条件に従いかつ適用ある全ての法令、書類及びその他の要件を遵守して完了されること、並びに本共同吸収分割に必要な政府、当局その他の認可、承認、免除及び免責を得る過程において、三菱マテリアル、宇部興産及び本対象事業又は本共同吸収分割が予定している利益に悪影響を及ぼすような、又はその他 BofA 算定書に何らかの有意性をもつような、遅延、制限、制約又は条件が課されること若しくは発生すること（排除措置又は変更措置が課されることを含みます。）がないことを前提として作成されています。BofA 算定書は、本共同吸収分割において想定される承継又はその他の取引の十分性又はその影響に関する意見又は見解を表明するものではなく、また、三菱マテリアルの指示に従い、本対象事業の運営に必要な全ての資産、財産及び権利をC統合準備が取得しこれを維持すること、かつC統合準備は本対象事業から除外されることが想定されている負債又は義務について、直接又は間接に何ら引き受けずまた負わないことを前提としています。さらに、BofA 算定書は、三菱マテリアルの指示に従い、本統合契約書の最終締結版が、BofA が検討した、2020 年 9 月 28 日に提供された締結用本統合契約書といかなる重要な点においても相違しないことを前提として作成されています。

三菱マテリアルは、本共同吸収分割に関して独立の財務アドバイザーとして選定した BofA の提供するサービスに対し手数料（その主要な部分が本共同吸収分割の完了を条件とします。）を支払います。また、三菱マテリアルは、BofA の実費を負担すること、及び BofA の関与から発生する一定の責任について BofA に補償することを合意しています。

BofA 算定書は、三菱マテリアルの取締役会が（当該立場において）本共同吸収分割の検討において使用するためにその便宜のために作成されたものです。BofA 算定書は、三菱マテリアルの取締役会以外のいかなる者に対しても、その便宜のために作成されたものではなく、かつ、いかなる権利又は救済手段を付与するものでもありません。

BofA 算定書は、必然的に、BofA 算定書の日付現在の金融、経済、為替、市場その他の条件及び情勢を前提としており、かつ、BofA 算定書の日付以降に発生する事象が BofA 算定書の内容に影響を与える可能性があります。三菱マテリアルは、BofA が BofA 算定書を更新、改訂又は再確認する義務を負うものでないことを了解しています。

BofA 算定書は、三菱マテリアルの取締役会が本共同吸収分割を検討するに際して考慮される多くの要因の一つにすぎず、三菱マテリアルの取締役会又は経営陣の本合意株式割当比率その他についての見解を決定付ける要因と解釈されてはなりません。

（２）C統合準備の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により増加するC統合準備の資本金及び準備金の額は次のとおりです。本

吸収分割後におけるC統合準備の事業内容及び宇部興産から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

- ・ 資本金 249 億 7,500 万円
- ・ 資本準備金 0 円
- ・ 利益準備金 0 円

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. C 統合準備の成立の日における貸借対照表の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

6. C 統合準備の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

7. C 統合準備の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

C 統合準備は、2021 年 5 月 14 日、三菱マテリアルとの間で、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、三菱マテリアル吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。三菱マテリアル吸収分割により C 統合準備が三菱マテリアルから承継する資産の額は 349,447 百万円（2022 年 3 月 31 日見込み）であり、負債の額は 153,652 百万円（2022 年 3 月 31 日見込み）です。

C 統合準備は、2021 年 5 月 17 日、宇部三菱セメント株式会社（以下「宇部三菱セメント」といいます。）との間で、2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、C 統合準備を存続会社、宇部三菱セメントを消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）に

係る吸収合併契約を締結しました。本吸収合併によりC統合準備は宇部三菱セメントからその権利義務の一切を承継いたします。なお、本吸収合併により承継する資産の額は79,367百万円(2022年3月31日見込み)であり、負債の額は61,466百万円(2022年3月31日見込み)です。

8. 宇部興産において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号)

該当事項はありません。

9. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における宇部興産の債務及びC統合準備の債務(宇部興産が本吸収分割によりC統合準備に承継させるものに限る)の履行の見込みに関する事項(会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号)

(1) 吸収分割会社(宇部興産)

宇部興産の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は769,710百万円、負債の額は389,075百万円です。本吸収分割により、宇部興産がC統合準備に対して承継させる予定の資産の額は307,234百万円(2022年3月31日見込み)、負債の額は122,694百万円(2022年3月31日見込み)です。

本吸収分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予測されておりません。

以上により、本吸収分割の効力発生日における宇部興産の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、宇部興産の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。従って、宇部興産が負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社(C統合準備)

C統合準備の設立時(2021年4月14日)の貸借対照表における資産の額は1億円、負債の額は0円です。本吸収分割により、C統合準備が宇部興産から承継する予定の資産の額は、307,234百万円(2022年3月31日見込み)、負債の額は122,694百万円(2022年3月31日見込み)です。

また、本吸収分割の効力発生日と同日に効力を生じる三菱マテリアル吸収分割により、C統合準備が三菱マテリアルから承継する予定の資産の額は349,447百万円(2022

年 3 月 31 日見込み)、負債の額は 153,652 百万円 (2022 年 3 月 31 日見込み) です。本吸収分割の効力発生日と同日に効力を生じる本吸収合併により、C 統合準備が宇部三菱セメントから承継する予定の資産の額は 79,367 百万円 (2022 年 3 月 31 日見込み)、負債の額は 61,466 百万円 (2022 年 3 月 31 日見込み) です。

以上により、本吸収分割の効力発生日における C 統合準備の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、本吸収分割により宇部興産から C 統合準備に承継される債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。従って、本吸収分割により宇部興産から C 統合準備に承継される債務については、本吸収分割の効力発生日以降も C 統合準備による履行の見込みがあると判断しております。

10. 備置開始日 (会社法第 782 条第 2 項に規定する吸収合併契約等備置開始日を意味する。)

後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 (会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 7 号)

該当事項はありません。



吸収分割契約書

宇部興産株式会社（以下「甲」という。）とC統合準備株式会社（以下「乙」という。）は、別添 1「承継対象事業」に定める甲の建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力(IPP)事業（以下「承継対象事業」という。）に属する権利義務を乙に承継させること（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

1. 甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により承継対象事業に関する第3条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本吸収分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、それぞれ以下のとおりとする。

（1）吸収分割会社：甲

商号 宇部興産株式会社

住所 山口県宇部市大字小串 1978 番地の 96

（2）吸収分割承継会社：乙

商号 C統合準備株式会社

住所 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号

第2条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により必要ある場合は甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、本効力発生日における承継対象事業に属する別添 2「承継対象権利義務明細表」に記載のものとする。なお、適用のある法令において許容される限りにおいて、本効力発生日の前日までに官公庁、司法機関、捜査機関等の公的機関に係属中の法的手続、訴訟、仲裁、調停又は裁判外紛争処理手続（アスベストに関するものを除く。）についても、甲から乙に承継されるものとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本吸収分割に際して、その普通株式 450 株を発行し、その全てを承継対象権利義務の対価として甲に割り当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金）

本吸収分割により増額する乙の資本金及び準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 資本金 | 24,975,000,000 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) 利益準備金 | 0 円 |

第6条（分割承認決議）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本契約の承認を得るものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項に基づき、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による本契約の承認を得るものとする。

第7条（会社財産の管理）

本契約締結後、本効力発生日に至るまで、甲は善良なる管理者の注意をもって承継対象事業に係る業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、承継対象事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、乙の承認を得てこれを行うものとする。また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲及び乙は、本吸収分割に関して、会社法第21条が適用されないことを確認する。

第9条（本契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、承継対象事業又は承継対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本吸収分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、第6条の承認又は本吸収分割に関して関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第 11 条（費用負担）

1. 本吸収分割に関し必要となる費用については、甲乙それぞれが負担する。
2. 本吸収分割に伴う承継対象権利義務の移転又は対抗要件具備のための登記、登録、通知その他の手続に要する費用は、乙が負担する。

第 12 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、決定する。

《本頁以下余白》

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年5月14日

甲 山口県宇部市大字小串 1978 番地の 96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 泉原 雅人



乙 東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
C 統合準備株式会社
代表取締役 平野 和人



承継対象事業

承継対象事業は、以下のとおりとする。

- 1) 甲単体が有する以下の事業(当該事業に帰属する資産及び負債で甲企業価値、甲純運転資本及び甲純有利子負債の算定上考慮されているものを含む。)
建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業及び電力(IPP)事業
- 2) 甲の以下の子会社・関連会社
 - a. 株式会社北海道宇部
 - b. 北海道宇部運送株式会社
 - c. 大協企業株式会社
 - d. 株式会社平泉
 - e. 一関レミコン株式会社
 - f. 有限会社アール・コマ
 - g. 株式会社関東宇部ホールディングス
 - h. 関東宇部コンクリート工業株式会社
 - i. 関東生コン輸送株式会社
 - j. 小澤商事株式会社
 - k. 千葉宇部コンクリート工業株式会社
 - l. 株式会社富士宇部
 - m. 株式会社関西宇部
 - n. 株式会社ニシハリマ宇部
 - o. 萩森興産株式会社
 - p. 萩森物流株式会社
 - q. サンヨー宇部株式会社
 - r. 株式会社大分宇部
 - s. 宇部建設資材販売株式会社
 - t. 三信通商株式会社
 - u. 新興運輸倉庫株式会社
 - v. 宇部興産海運株式会社
 - w. 宇部興産セメントサービス株式会社
 - x. 宇部マテリアルズ株式会社
 - y. 宇部興産建材株式会社
 - z. 宇部サンド工業株式会社
 - aa. 宇部興産コンサルタント株式会社

bb. 株式会社釧路宇部
cc. 別海宇部コンクリート工業株式会社
dd. 北陸宇部コンクリート工業株式会社
ee. 中四国宇部コンクリート工業株式会社
ff. 鹿野宇部コンクリート工業株式会社
gg. 北九州宇部コンクリート株式会社
hh. 千葉リバーメント株式会社
ii. 山口エコテック株式会社
jj. やまよ商事株式会社
kk. UBE Singapore Pte.Ltd.
ll. 西都生コン株式会社
mm. 協同生コン株式会社
nn. 長栄自動車株式会社
oo. ハギシヨウ株式会社
pp. 栄興宇部コンクリート工業株式会社
qq. 株式会社北見宇部
rr. サガエコンテック株式会社
ss. 下関生コンクリート株式会社
tt. 下関伊コンクリート工業株式会社
uu. 兵協生コンクリート株式会社
vv. 島根宇部アスファルト合材株式会社
ww. 津山宇部生コンクリート株式会社
xx. 萩宇部生コンクリート株式会社
yy. 美作宇部生コンクリート株式会社
zz. 米子宇部コンクリート工業株式会社
aaa. 熊本宇部コンクリート工業株式会社
bbb. 佐賀宇部コンクリート工業株式会社
ccc. 山機運輸株式会社
ddd. 釧路生コン株式会社
eee. 株式会社丸協
fff. 株式会社姫路ユーエヌシー
ggg. 周南共同生コン株式会社
hhh. PT Indonesia Shipping Lines
iii. 株式会社東北鉄興社
jjj. 美祢貨物自動車株式会社
kkk. UBE Materials (Thailand) Co.Ltd.
lll. 株式会社ライムグリーン

- mmm. 東山共同開発株式会社
- nnn. 岩手共同石灰株式会社
- ooo. ウベスレート販売株式会社
- ppp. UBE Singapore Holdings Pte. Ltd.
- qqq. 宇部三菱セメント株式会社
- rrr. UBE CT Construction Materials Vietnam Co., Ltd.
- sss. 本契約締結日以降、新たに甲の建設資材カンパニーに属するセメント事業、生コンクリート事業、建材事業、資源事業、石炭事業又は電力(IPP)事業に係る子会社若しくは関連会社となった会社であって、本効力発生日において甲の子会社又は関連会社である会社

承継対象権利義務明細表

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本効力発生日において承継対象事業に属する次に記載する権利義務とする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

(1) 株式

承継対象事業に関連して甲が保有している一切の株式

(2) 不動産、動産

承継対象事業に関連して甲が所有、賃借、使用し、又はリースを受けている一切の不動産及び動産並びに美祢炭鉱跡地等の遊休地の一部（但し、以下に掲げるものは除く。）

- ・ 甲が宇部興産建材株式会社に賃貸している同社富士工場土地（ウベボード株式会社の旧富士工場土地）
- ・ 宇部地区において承継対象事業に関連して甲が所有し、乙が地役権又は地上権の設定を受けることを予定している土地
- ・ 宇部地区において承継対象事業に関連して甲が所有し、上水、電力、工業用水、通信等のユーティリティ供給のために使用される配管、回線等の設備の一部

(3) 債権

承継対象事業に属する売掛金、未収入金、貸付金その他一切の債権

(4) 現預金

以下の算式により算出される額

（「甲の本効力発生日時点の承継対象となる有利子負債」－「甲の本効力発生日時点の承継対象となる現金同等物」＋「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の有利子負債に各子会社に対する持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」－「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の現金及び現金同等物に各子会社に対する持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」－「7,600 百万円」）＋（「36,932 百万円」－「甲の本効力発生日時点の承継対象となる純運転資本」－「承継対象となる甲の各子会社の本効力発生日時点の純運転資本に各子会社に対す

る持分比率をそれぞれ乗じた額の合計」)

(5) 知的財産

承継対象事業に関連して甲が保有する商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、サービスマーク、ノウハウ等の一切の知的財産（共有のもの、出願中のもの、開発中のものを含む。）

(6) 退職給付債務に相当する額の年金資産及び現預金

2. 負債

承継対象事業に属する買掛金、未払金、借入金、未払費用、支払手形、前受金、甲から乙に転籍する甲の従業員に対する退職給付債務その他一切の債務（偶発債務及び簿外債務を含むが、法令上承継可能なものに限る。）

3. 保険

承継対象事業に関して甲が付保している保険契約等及びこれらに付随関連する権利義務（但し、本効力発生日以降の乙の事業遂行に必要なもの（但し、本吸収分割による承継について、該当する保険会社から同意を取得する必要がある保険契約等（当該同意を取得しない場合に当該契約等の解除事由や債務不履行事由等を生じさせる場合を含む。）については、甲が本効力発生日の前日までに該当する保険会社から本吸収分割による承継について同意を取得できたものに限る。）に限る。）

4. その他契約上の地位

承継対象事業に関して甲が第三者と締結しているその他の契約等（但し、雇用契約を除く。）及びこれらに付随関連する権利義務（但し、本吸収分割による承継について、当該第三者から同意を取得する必要がある（当該同意を取得しない場合に当該契約等の解除事由や債務不履行事由等を生じさせる場合を含む。）契約等で、本効力発生日の前日までに当該同意を取得できなかった契約等及びこれらに付随関連する権利義務を除く。）

5. 許認可

承継対象事業に属する許認可、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

6. 文書及び資料

甲が保有している承継対象事業に属する文書及び資料

以 上



別紙 2 C 統合準備の成立の日における貸借対照表の内容（円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金及び預金	100,000,000	負債合計	—
		純資産の部	
		資本金	50,000,000
		資本準備金	50,000,000
資産合計	100,000,000	負債・純資産合計	100,000,000